第4期常陸大宮市障害福祉計画(案)パブリック・コメントの実施結果について

パブリック・コメントの実施結果について、次のとおりお知らせします。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

- ○パブリック・コメントの実施状況
 - ①意見の募集期間 平成27年2月10日(火) ~平成27年3月11日(水)
 - ②案の公表方法 ・市役所福祉課及び各総合支所市民福祉課での閲覧
 - ・市ホームページにて公表
 - ③意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、Eメール
- ○意見の提出状況

提出件数 6件					
内	訳	直接持参	郵送	FAX	Eメール
		1	4	0	1

○意見要旨分類

- 6 障害福祉サービス量等の見込み
 - 2. 地域生活支援事業の見込み
 - (1)障害者相談支援事業
- ○意見の内容とそれに対する市の考え方

障害者相談支援事業の「基幹相談支援センター」の設置について

【意見1】

この内容は、3期も検討でした。検討ではなく設置してほしいです。基幹相談支援センターは、どんな相談悩みでも、相談すれば悩みの方向性をアドバイスしてくれます。保護者としてはとても安心です。

【意見2】

障がい者や家族が何でも相談できる窓口を、民間頼みではなく行政主導で設置し、相談支援体制を整備 していただきたいです。検討ではなく、ぜひとも実施をお願いいたします。

【意見3】

現在2か所に分かれている相談支援センターを1か所にまとめて、どんなささいな事でも誰でも気軽に相談に行ける場所、松戸市にある「支援センター $CoCo_{J}$ のようなセンターを常陸大宮市にもぜひ、作ってください。

【意見4】

基幹相談支援センターを設置してください。

【意見5】

障がい児を持つ親として、総合相談窓口を作ってほしいです。そして、色々な悩みを相談して、よりよい生活を送っていただけるように切に願います。

【意見6】

障がい者が地域において生活するにあたって、誰も(当事者に関わらず、関わる誰も)が相談できる基幹相談支援センターが、まず第一に必要であるはずです。3年間の期間があるので、ぜひ検討ではなく、設置していただきたいです。

【市の考え方】

障がい者等の相談を総合的に行う「基幹相談支援センター」について、計画期間中の設置を検討します。

間 本庁 福祉課社会福祉 G ☆52-1111 内線134 M54-0024